

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般乗合	令和6年6月26日	アルピコ交通株式会社(法人番号1100001014104) 代表者小林史成	長野県松本市井川 城2丁目1番1号	長野営業所	長野県長野市小島 田町2131番地1	輸送施設の使用停止 (70日車)	道路運送法第27条第3項	令和6年1月25日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)無車検運行(運輸規則第45条)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。